

「スマホプラン データ増量キャンペーン」提供条件書

1. 概要

「スマホプラン データ増量キャンペーン」は、UQ コミュニケーションズ株式会社及びUQ モバイル沖縄株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）のUQ mobile 通信サービス契約約款に規定するUQ mobile 契約について、毎月のデータチャージ料を一定期間にわたって減額するキャンペーンです。なお、本提供条件書で使用する用語の意味は、本書に特段の定めがない限り、UQ mobile 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

2. 提供条件

(1)2019年11月29日以降、スマホプランで新規に締結したUQ mobile 契約又はスマホプランへの料金種別の変更（スマホプラン間の変更を除きます。）を行ったUQ mobile 契約のうち、その申込みを行った日（UQ mobile 契約の新規申込みの場合、その課金開始日とします。）を含む月の翌月1日（以下「適用判定日」といいます。）の時点において、次の全ての要件（以下「適用要件」といいます。）を満たしているもの（以下「対象契約」といいます。）を本キャンペーンの対象とします。

- ① 個人名義であること。
- ② スマホプランの適用を受けていること。
- ③ かけ放題（10分/回）、アプリ通話かけ放題（10分/回）又は通話パック（60分/月）の適用を受けていること。
- ④ KDDI 株式会社が付与した au ID が紐付けられていること。

(2)その適用判定日（初めて対象契約と判断された日に限ります。）を含む月から起算して13ヶ月間（以下「適用期間」といいます。）、下表に定める割引額を上限としてデータチャージ料を割り引きます。

1 対象契約ごとに月額

区 分	割引額（税抜）
①スマホプラン S	1,000 円
②スマホプラン M 又はスマホプラン L	3,000 円

(3)適用期間中に新たに到来した月の初日において、その対象契約が適用要件を満たさなくなった場合は、その前月末日をもって本キャンペーンの適用を終了します。

(4)前項の規定により本キャンペーンの適用を終了した後、適用期間中に再度、適用要件を満たすこととなった場合であっても再適用は行いません。

■提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日：2019年11月28日